

令和 3 年度各町税納期について

令和3年度の各町税の納期日は、次のとおりとなります。口座振替の方は、納期日の前日までに口座にご入金をお願いいたします。納期までにご納付いただけない場合は、納期日の20日以内に督促状を発送いたしますので、納期までにご納付をお願いいたします。

納期日 \ 税目	軽自動車税	固定資産税	町県民税	国民健康保険税
令和3年 4月30日	全期			
5月31日		全期 / 1 期		
6月30日			全期 / 1 期	
8月2日				全期 / 1 期
8月31日				2 期
9月30日		2 期	2 期	
11月1日				3 期
11月30日				4 期
令和4年 1月4日		3 期	3 期	
1月31日				5 期
2月28日				6 期

家屋を新築または 取り壊したら連絡を !!

家屋を滅失したら、役場税務課へご連絡ください。

ご連絡がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されずに、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記をされている家屋を取り壊した場合や、土地の異動については、法務局で登記をされますようお願いいたします。



各町税滞納徴収の 強化について

美波町では、これまでに徳島県と相互併任制度の活用など、各町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納徴収強化に取り組んできております。

今年度も各町税を滞納されている方に対して、督促状・催告書等の送付にて連絡いたします。納付や納付相談等がなく、滞納を放置されますと法の定めにより財産（給与・預貯金・保険等）の差押え、徳島滞納整理機構への移管等の滞納処分を進めてまいりますので、納期日までに忘れずにご納付下さい。